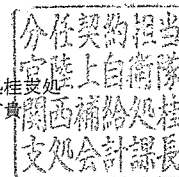


# 入札公告

分任契約担当官  
陸上自衛隊関西補給処桂支処  
会計課長 増田 有貴



下記のとおり、一般競争入札を執行する。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : (5) ボイラー煤煙測定
- (2) 内訳 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : 陸上自衛隊桂駐屯地
- (4) 履行期限 : 令和6年1月31日

### 2 入札参加資格

- (1) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級が「D」以上の者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約担当官(国の全ての機関を含む)から一般競争参加資格停止、又は指名停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

### 3 入札(現場)説明会及び競争入札の日時等

- (1) 説明会 : 実施しない  
※入札参加希望者は、5月31日(水)17:00までに別紙「競争入札受付票」に必要事項を記入し「資格審査結果通知書」の写しを添えて下記担当まで申し込むものとする。(FAX可)
- (2) 入札場所 : 桂駐屯地 本部庁舎1階 多目的室(会計課事務所前)  
入札日時 : 令和5年6月2日(金)10:00(時間厳守)

### 4 落札決定方法 : 総額決定(外税方式)

### 5 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊 関西補給処桂支処 - 会計課 契約班

### 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### 7 入札方法

落札決定に当たっては入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税、課税事業者、免税事業者であることに拘らず入札書には、見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。

### 8 契約書の作成

落札者は落札決定後遅延無く陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成し提出するものとする。

### 9 入札の無効

- (1) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (2) 電話及びFAXによる入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

### 10 その他

- (1) 郵便による入札は送付時に担当まで連絡するとともに、入札日前日17時までに担当者必着。なお郵便入札において入札書が不着の場合は、辞退として取り扱う。郵便入札者がある場合において、再度入札となった場合は、再度入札日を別途連絡する。
- (2) 代理人による入札は委任状を事前に提出すること。
- (3) 入札及び契約に関する問合せ先  
京都市西京区川島六の坪(桂駐屯地) 陸上自衛隊関西補給処桂支処会計課契約班 担当 市川  
TEL (075) 381-2125 (内線515)  
FAX (075) 381-8881
- (4) 仕様書及び作業に関する問合せ先  
京都市西京区川島六の坪(桂駐屯地) 陸上自衛隊関西補給処桂支処管理課管繕班 担当 山本  
TEL (075) 381-2125 (内線366)
- (5) 入札公告掲示場所  
ア 陸上自衛隊桂駐屯地 1号隊舎1階 会計課事務所前掲示板  
イ 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/3d/katsura/>

## (5) ボイラー煤煙測定

名 称		(5)ボイラー煤煙測定					
支処長	総務部長	管理課長	営繕班長	企画係長	ボイラー係長		担当
甲	川上	又村	堀	岡部	市場		山本
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班					図面番号	1/4	

# 仕様書

作成年月

作成部隊名

令和5年5月

関西補給処桂支処総務部管理課

- 名称: (5)ボイラー煤煙測定
- 場所: 京都市南区久世高田町336(陸上自衛隊桂駐屯地)
- 期間: 契約締結日 ~ 令和6年1月31日
- 作業内容: 大気汚染防止法(昭和43年6月10日 法律第97条)に基づくボイラーの排気成分測定の実施
- ボイラー仕様

設置場所	種類・設置数	型式	伝熱面積	燃料種別	最高使用圧力	実施月
101号建物 ボイラー室	炉筒煙管ボイラー ×2基	タクマRE-20FⅡ	24.5m <sup>2</sup>	A重油	1MPa	6月 12月
97号建物 整備工場	多管式貫流ボイラー ×1基	タクマTW-750	9.07m <sup>2</sup>	A重油	1MPa	12月
112号建物 整備工場	多管式貫流ボイラー ×2基	タクマTWN-750	4.98m <sup>2</sup>	A重油	1MPa	12月

## 6 一般事項

- ①本作業は本仕様書及び関係諸規則に基づき、実施すること。
- ②本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- ③請負業者は作業に先立ち、監督官に工程表を作成提出し、承認を受け作業を実施する。
- ④写真は作業の主要な部分及びその他部隊監督官の指示する場所を撮影し、作業写真帳(A4)に整理し、作業完了時に提出すること。
- ⑤作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- ⑥作業に必要な電気及び水道を使用する場合、その使用料金は官側の算定に基づき、請負業者が支払うものとする。
- ⑦提出書類については監督官の指示に従い用意する。

## 7 特記事項

### ①測定方法

(ア)硫黄酸化物濃度は大気汚染防止法施行規則第15条1号により、JIS K 0103に定める測定方法

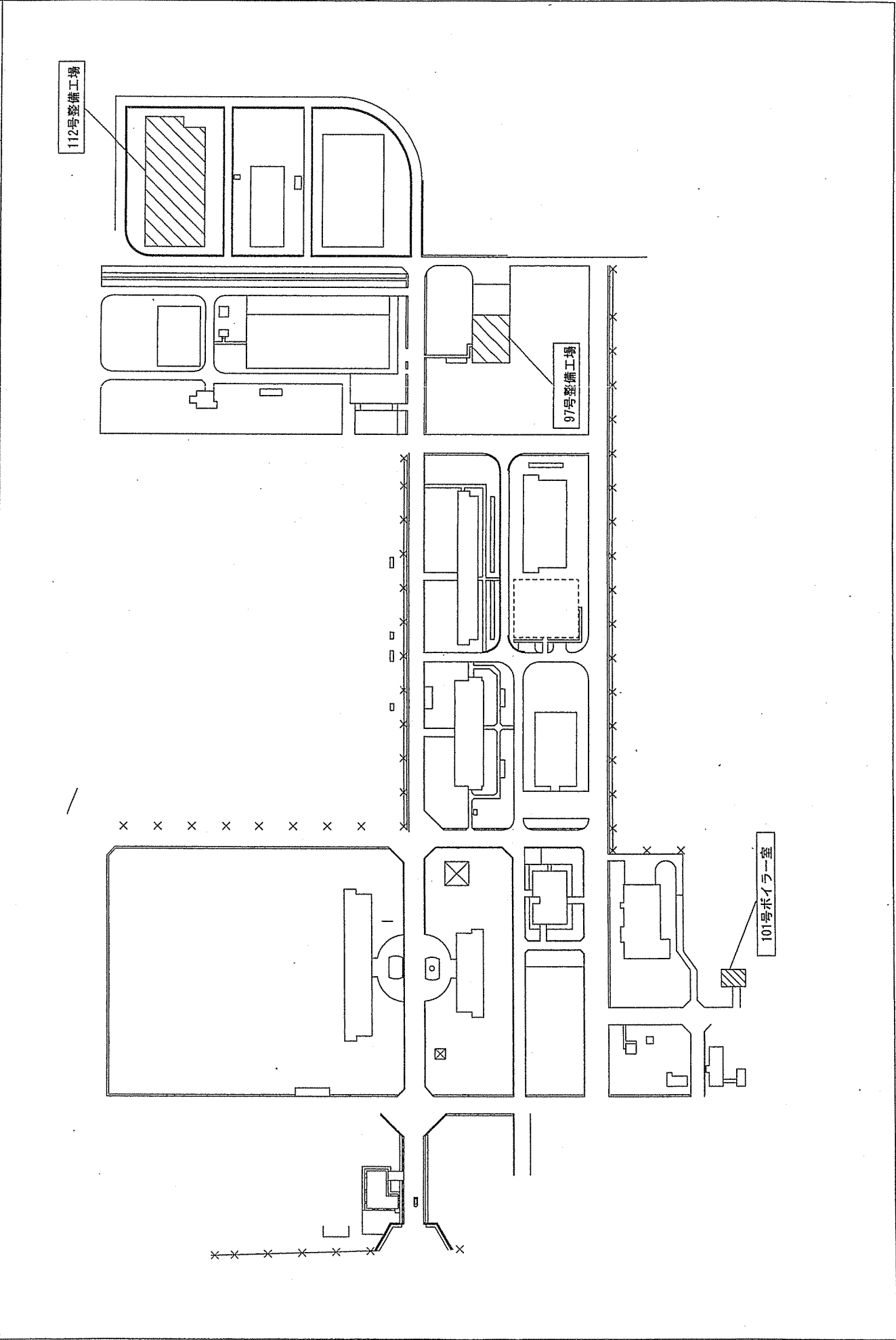
(イ)ばいじん濃度は大気汚染防止法施行規則第15条3号により、JIS Z 8808に定める測定方法

(ウ)窒素酸化物濃度は大気汚染防止法施行規則第15条1項により、JIS K 0104に定める測定方法

②実施時期

炉筒煙管ボイラーに関しては年に2回(6月下旬・12月中旬)、多管式貫流ボイラーに関しては年に1回(12月中旬)に実施する。結果報告書はその都度提出し、細部日程は監督官と協議する。

駐(分)屯地	柱駐屯地	図面	配置図	建物番号	縮尺	作成年月日	図面番号 及び番号	4 / 4
--------	------	----	-----	------	----	-------	--------------	-------



## 競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名	(5) ボイラー煤煙測定	入札日時	令和5年6月2日(金) 10:00~
仕様書等受領者	住所		
	会社名		
	受領者(役職・氏名)		
(電話           —       —       ) (FAX           —       —       )			
※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。			

官側 使用欄	申込手段	来隊 電話(       .       .       )	資格決定通知書	有 ・ 無
	仕様書等の交付	手交 ・ 郵便 ・ メール	郵便入札	有 ・ 無
	入札参加確認	有 ・ 無	入札出欠	出 ・ 欠